

## 令和6年12月2日以降の保険証について

☎ 住民生活課 ☎ 53・2112

令和6年12月2日に、健康保険証の新規発行がなくなり、マイナ保険証を基本とする仕組みに移行しました。ただし、マイナ保険証への切り替えがお済みでない方も、各保険者が発行する資格確認書の提示により保険診療を受けることができます。資格確認書については、加入している各保険者へお問い合わせください。

また、令和6年12月1日時点で既に加入しており、現在も継続で加入している保険がある方は、お手持ちの保険証を有効期限まで（最大1年間）利用できます。

医療機関で受診する際は、マイナ保険証、資格確認書、健康保険証（有効期限内のもの）、いずれかを持参して提示していただくようになります。

なお、診療履歴に基づいたより良い医療が受けられるマイナ保険証の切り替えをご検討ください。マイナ保険証については、政府広報オンラインのマイナ保険証のページで詳細をご覧ください。



政府広報オンライン

## 償却資産の申告について

☎ 税務課 ☎ 53・2113

固定資産税は、土地、家屋、償却資産に区分されます。土地や家屋には登記制度があり、課税対象を把握することができますが、償却資産には登記制度がないため、所有者による毎年の申告が法律によって義務付けられています。事業で使う償却資産は、土地や家屋と同様に固定資産税の課税対象です。

### 【申告対象】

会社や個人が令和7年1月1日時点で事業のために村内に所有している土地・家屋以外の資産。

（例：事業用の太陽光発電設備、パソコン、ビニールハウス、厨房機器、看板等）

### 【申告方法】

村から送付される申告書類により申告を行ってください。

令和6年12月2日以降に新規で事業を開始した方など、申告書類がお手元に届いていない場合は、役場税務課までご連絡をいただければ申告書類を送付します。



委嘱状を受け取る「村民こだま」さん

スイカのキャラクターは、小玉スイカをモチーフにしたものです。ラジオ番組や各種のイベント及びCMソングの依頼など、ピアノとギターの弾き語り活躍を広がっています。音楽活動は7年目、更に2020年から「村民こだま」として大好きな泉崎村のPRをしています。



泉崎村の魅力を広くPRし、イメージアップに貢献して下さっているシンガーソングライターの「村民こだま」さんが、泉崎村応援大使に就任されました。

応援大使の委嘱状交付式は、12月6日(金)村長室で行われました。村民こだまさんは、「大好きな泉崎村の魅力を発信していきたい。来なきや村！泉崎村（作詞作曲）など、音楽を通じて多くの人に泉崎村を知ってもらいたい。泉崎村出身・泉崎村在住もこだわります」とコメントしました。

また、箭内村長より「これまでの村のPR活動に感謝いたします。村としても協力していきたい。音楽家としての活躍も期待しております」と挨拶がありました。



「泉崎村応援大使に就任」  
シンガーソングライター  
『村民こだま 応援大使』

## 冬期の水道利用について

☎建設水道課 ☎53・2114

水道管の凍結しやすい時期を迎えました。万が一凍結してしまった場合は、下記の業者へご相談ください。

### ～冬期の水道管のお手入れ～

- ・水抜きハンドルを回して水を止め、蛇口を一か所（風呂場等がベスト）開け、水道管内の水を完全に抜いておく。
- ・風呂のボイラー等に風よけがついていない場合は、周りを板等で囲っておく。
- ・水道管が凍ってしまった場合、該当箇所付近にお湯をかければ直る場合があるので、非常用に水をバケツ等に汲んでおく。

### ～建設水道課からのお願い～

水道の量水器（メーターボックス）の上には物を置かないようにし、周りはいきれいな状態を保つようお願いいたします。

### 《指定給水装置工事事業者リスト》

事業者名	住所	電話番号
(有) ウナガミ	泉崎字寺前61	53-2171
(株) 兼千	関和久字瀬知房5	54-1101
木戸設備	関和久字漆久保6	53-3268
草野設備	踏瀬字長峯50	53-2267
さかもとサービス	泉崎字長峯1	53-2075
(有)ドルフィン	踏瀬字長峯79-2	29-8925

(50音順)

## 除雪作業にご協力ください

☎建設水道課 ☎53・2114

村では生活路の交通の確保のため、村道の除雪を行います。除雪作業をスムーズに行うためには、村民の皆さんのご理解とご協力が欠かせません。ルールとマナーを守り、冬期間を安全・快適に過ごしましょう。

### 除雪作業をスムーズに行うために次の事項にご協力ください。

#### ◆路上駐車や公共施設への夜間駐車はやめてください。

路上に車両があると、除雪を中断しなければなりません。緊急車両の通行の妨げにもなりますのでやめましょう。

また、公共施設への夜間駐車も除雪作業の妨げになりますので、駐車しないでください。

#### ◆敷地内の垣根等の剪定をお願いします。

垣根や立木の枝が除雪車の通行に支障をきたす場合があります。伸びた枝は切り落とすなどしてください。

緊急を要する場合は村で切り落とす場合がありますので、ご了承ください。

#### ◆出入口の除雪は各ご家庭でお願いします。

除雪作業は限られた時間で広範囲に行うため、除雪した雪が皆さんの家の出入口をふさいでしまうことがあります。各ご家庭の出入口付近の除雪にご協力をお願いします。

また、道路わきの私物等で支障になるものは降雪前に必ず撤去してください。

#### ◆道路への雪出しは禁止です。

除雪した道路に雪を出してしまうと、道路が凸凹になり事故につながります。道路は雪の捨て場ではありません。道路に雪を出すのはやめましょう。

#### ◆除雪作業が遅れる場合があります。

除雪作業はできるだけ早い時間に行うよう努めていますが、積雪状況や道路状況等により遅れる場合があります。

また、除雪は主要村道や通学路等の生活路から始まりますので、地区により進度が異なります。ご了承ください。

#### 《除雪に関する問い合わせ》

- ・村道：村役場建設水道課  
☎0248-53-2114
- ・県道：福島県南建設事務所  
☎0248-23-1631(平日)・0248-23-1525(夜間・休日)
- ・国道：郡山国道事務所郡山維持出張所  
☎024-932-4486

## 農地の貸借が農地中間管理事業による貸借に一本化されます

令和7年4月以降の貸借は、市町村（農業委員会）による相対契約（利用権設定）がなくなり、市町村が策定した「地域計画」に基づいて農地中間管理事業による貸借を行うこととなりますので、農地中間管理事業を積極的に御活用ください。（農地法3条許可は、引き続き利用可能です。）

### 出し手（農地を貸したい方）



契約が明確で、安心して農地を貸せます。

### 農地中間管理事業のメリット

### 受け手（農地を借りたい方）



契約・賃料精算事務の軽減が図られます。その他各種補助金の要件となっています。

ご相談  
お問合せ

公益財団法人福島県農業振興公社（福島県農地バンク） 〒960-8681 福島市中町8番2号  
TEL.024-521-9845(中通り・会津担当) TEL.024-521-9843(浜通り担当) TEL.024-503-0421(被災12市町村担当)  
※または、農地の所在する各市町村農政担当課・各JAまでご相談ください。



携帯・スマートフォンはこちらから  
<http://www.fnk.or.jp>

村政に対してより一層のご理解をいただくために、「泉崎村人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」の規定に基づき、人事行政の運営等の状況についてお知らせします。

(なお、ここに用いている数値は、令和6年4月1日現在の「地方公務員給与実態調査」及び「地方公共団体定員管理調査」などを基にしたものです。)

### 職員の任免および職員数に関する状況

【職員数の状況】

(1) 職員採用の状況 (令和6年4月1日)

	競争試験		
	男性	女性	計
一般行政職	3人	6人	9人
技能労務職	0人	0人	0人
計	3人	6人	9人

(2) 事由別退職者数 (令和5年4月1日～令和6年3月31日)

定年	勸奨	普通	死亡	懲戒	合計
0	0	3	0	0	3

(3) 部門別職員数の状況と主な増減理由 (令和6年4月1日現在)

部門	区分	職員数		増減	増減理由
		R5	R6		
一般行政	議会	1	1	0	
	総務	15	16	1	新規採用
	税務	3	2	▲1	異動欠員不補充
	労働	0	0	0	
	農林水産	7	8	1	新規採用
	商工	1	1	0	
	土木	3	4	1	新規採用
	民生	6	5	▲1	異動欠員
	衛生	5	5	0	
小計	41	42	0		
特別行政	教育	16	19	3	新規採用
	小計	16	19	0	
公営企業等会計	水道	1	1	0	
	下水道	1	1	0	
	その他	5	5	0	
	小計	7	7	0	
合計		64	68	4	

【年齢別職員構成の状況】 (令和6年4月1日現在)

区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	0人	3人	3人	8人	7人	1人	6人	7人	12人	12人	6人	3人	68人

### 職員の勤務時間その他勤務条件の状況

【勤務時間の状況】

(令和6年4月1日現在)

勤務時間	1日	7時間45分 (午前8時30分～午後5時15分) ※正午～午後1時は休憩時間
	1週間	38時間45分

【年次休暇の取得状況】

(令和5年1月～12月)

【介護休暇取得の状況】

(令和5年度) 0人

平均取得日数 7日

### 職員の休業に関する状況

【育児休業の取得の状況】

(令和5年度) 0人 ※年度内における新規取得者

### 職員のサービスの状況

職員は、法令及び上司の命令に従い、村民全体の奉仕者として、その職務を遂行しなければなりません。服務規律の確保のため、交通事故防止等に関する通知を行い、職員への周知徹底を図っています。

### 職員の分限および懲戒処分の状況

【分限処分の状況】

分限処分とは、職員が勤務成績不良、心身の故障などのため十分責務を果たせない場合に職員の意に反して行う処分です。

種別	休職	降給	降任	免職	合計
人数	0	0	0	0	0

(注) 令和5年4月1日～令和6年3月31日の集計

【懲戒処分の状況】

懲戒処分とは、公務員にふさわしくない行為や果たすべき義務に反した場合に、道義的責任を問い、公務における規律と秩序を維持することを目的として行う処分です。

種別	戒告	減給	停職	免職	合計
人数	0	1	0	0	1

(注) 令和5年4月1日～令和6年3月31日の集計

### 職員の人事評価の状況

平成29年4月から人事評価制度を導入しました。導入にあたり、全職員を対象に制度に対する理解と円滑な運用を図るための研修会を実施しました。

## 職員の福祉および利益の保護の状況

### 【福利厚生状況】

(令和5年度)

区分	受診者数
定期健康診断(年1回)	49人
人間ドック	9人
その他検診(子宮頸がん、乳がん)	27人
ストレスチェック(年1回)	62人
計	147人

### 【公務災害状況】

(令和5年度)

認定件数 1件

## 職員の給与の状況

### 【人件費状況】

(令和5年度)

住民基本台帳(R6.4.1)	歳出額(A)	実質収支	人件費(B)	人件費比率(B/A)
6,126人	3,561,360千円	315,708千円	783,264千円	22.0%

※人件費については、職員給与のほか、議員報酬、各種委員報酬、会計年度任用職員給与等が含まれています。

### 【職員給与費状況】

(令和5年度)

職員数(A)	給与費				一人当たり(B/A)
	給料	職員手当	期末・勤勉手当	計(B)	
62人	221,287千円	40,294千円	86,616千円	348,197千円	5,616千円

### 【職員の平均給料月額、平均給与月額および平均年齢の状況】 (一般行政職)

(令和5年4月1日現在)

区分	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
泉崎村	316,616円	378,013円	45.2歳
福島県	326,000円	408,547円	43.0歳

### 【職員の初任給の状況】

(令和6年4月1日現在)

区分	一般行政職		技能労務職
	大学卒	高校卒	
泉崎村	200,500円	169,900円	167,700円

### 【特別職の報酬等の状況】

(令和6年4月1日現在)

区分	給料・報酬の月額	期末手当	
		6月期	12月期
給料 村長 副村長	783,000円	1.675月分	1.675月分
	590,000円	1.675月分	1.675月分
		計	3.35月分
報酬 議長 副議長 議員	311,000円	6月期	1.675月分
	249,000円	12月期	1.675月分
	225,000円	計	3.35月分

## 職員の研修の状況

(令和5年度)

区分	受講者数
一般研修(ふくしま自治研修センター主催)	19人
能力開発研修(ふくしま自治研修センター主催)	20人
計	39人

## 職員の退職管理の状況

地方公務員法の改正に伴い、平成28年4月1日から営利企業等に再就職した元職員が、現職の職員に対し、在職時の職務に関して、一定の影響力を背景に職務上の行為(契約、許認可等)をするように、またはしないように要求するなどの働きかけが禁止されました。また、元職員から働きかけを受けた職員は、届出を行うよう義務化しています。

### 【職員手当の状況】

(令和6年4月1日現在)

手当名	支給額等		
扶養手当	扶養親族の人数に応じて支給 《支給月額》 ▷配偶者 6,500円 ▷子 10,000円 ▷父母等 6,500円		
住居手当	借家に居住する場合にその家賃額に応じて支給 《支給月額》 上限28,000円		
通勤手当	交通機関、自動車等を利用して通勤する場合にその距離に応じて支給(片道2km以上) 《支給月額》 ▷交通機関 64,000円を超えるときは、運賃等相当額と64,000円との差額の2分の1を64,000円に加算した額 ▷自動車 通勤距離に応じた額 上限70,600円		
管理職手当	課長級以上の管理職に支給 《支給月額》 職に応じた額 31,800円~42,600円		
期末勤勉手当	▷支給日 6月30日、12月10日 ▷年間支給月数 4.45月 (6月期 2.225月、12月期 2.225月)		
退職手当	退職事由、勤続年数に応じて支給		
	区分	自己都合	勸奨・定年
	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度額	47.709月分	47.709月分	
時間外手当	▷支給実績(令和5年度決算) 18,797千円 ▷支給職員1人あたり平均支給年額(令和5年度決算)303千円		